

# みんなで支える介護保険 介護保険料のお知らせ

被保険者の方に5年度介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

## 保険料は介護保険制度を支える 貴重な財源です

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と国・府・本市からの公費を財源として、介護が必要になった高齢者に介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者とその家族を支援するものです。保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

## 保険料の軽減について

消費税の増税に伴い、平成27年度から第1段階の方の保険料を軽減し、令和元年度からは第2段階、第3段階の方の保険料も軽減しています。軽減分は公費で負担します。通知書には軽減後の金額を記載していません。

## 保険料について

### ◎40～64歳（第2号被保険者）の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。 ※詳細は各加入機関でご確認ください。

### ◎65歳以上（第1号被保険者）の方

保険料は、本人の所得状況や世帯員の住民税課税状況によって15段階に分けて決定します。

## 便利な口座振替のご利用を

普通徴収の方は、納め忘れがなく安心な口座振替をご利用ください。 ※口座振替の申し込みは、本市指定の各金融機関・介護保険課にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、預貯金通帳と通帳届出印、介護保険料の納付書を持って、各金融機関の窓口で手続きをしてください。



問 介護保険課 ☎754・6228

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

コロナ禍において原油価格・物価高騰などにより、特に家計への影響の大きい5年度の住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給します。対象となる可能性のある世帯に給付金の案内書類を7月中旬から順次発送し、最短での振り込みは8月上旬を予定しています。 ※窓口への電話でのお問い合わせは6月1日(木)から受け付け。ご自身の世帯が対象かどうかについては、案内書類の発送まで回答できかねますのでご了承ください。詳細は市ホームページをご覧ください。



**対** 6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の5年度の住民税が非課税である世帯。

※条例により住民税均等割が減免されている世帯や生活保護受給世帯は対象。DVなどで本市に避難中の方も、本給付金を受給できる場合あり。



問 価格高騰重点支援給付金特設窓口 ☎754・6611

# 病気やケガに備えて、しっかり納付を 国民健康保険料のお知らせ

6月中旬、被保険者の方に5年度国民健康保険料納付額通知書を送付します。  
府が算定した保険料率および賦課限度額は下記のとおりです。

## 保険料について

国民健康保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の3つで構成されています。①と②は年齢に関係なく、国民健康保険被保険者全員に、所得に応じた「所得割額」、加入者数に応じた「均等割

額」、1世帯当たりの「平等割額」の3種類を合計して賦課されます。③は40～64歳の被保険者のみに「所得割額」と「均等割額」を合計して賦課されます。

(参考) 計算例：世帯主45歳、配偶者42歳、子ども1人(10歳)の3人世帯の場合  
(世帯主の所得250万円、配偶者・子の所得は0円と仮定)

### ①【医療給付費分】 小計 324,914円

所得割 = (250万円 - 43万円) × 9.18% = 190,026円  
均等割 = 33,730円 × 3人 = 101,190円  
平等割 = 33,698円

### ②【後期高齢者支援金分】 小計 103,805円

所得割 = (250万円 - 43万円) × 2.97% = 61,479円  
均等割 = 10,584円 × 3人 = 31,752円  
平等割 = 10,574円

### ③【介護納付金分】(40～64歳) 小計 93,131円

所得割 = (250万円 - 43万円) × 2.61% = 54,027円  
均等割 = 19,552円 × 2人 = 39,104円

① + ② + ③ 合計 521,850円

## ■保険料計算表

国民健康保険料 = 医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	9.18%	2.97%	2.61%
均等割	33,730円	10,584円	19,552円
平等割	33,698円	10,574円	—
賦課限度額 (年間保険料の限度額)	650,000円	200,000円	170,000円

## 保険料の軽減および減免制度について

4年中の総所得金額などの世帯合計が条例で定める基準額以下の世帯については、均等割額と平等割額が軽減対象となります。この軽減を受けるためには、必ず所得の申告が必要です。申告していない方は国民健康保険窓口で申告してください(5年度から軽減の基準額が変更になりましたので、基準額については市ホームページをご覧ください)。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児(6歳に達する以後の最初の3月31日以前であ

る被保険者)に係る均等割額の2分の1を減額します(申請は不要です)。

低所得者世帯に対する軽減制度(7割・5割・2割軽減)の対象の未就学児の場合は、当該軽減後の均等割額をさらに2分の1に減額します。

主な減免(所得減少・災害減免など)については3年度から府内統一基準に移行しています。減免対象となる保険料は申請日時時点で納期末到達かつ未納分のみとなりますので、お早めに相談の上、お手続きください。

市役所からATMの操作をお願いすることはありません!

**医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください**

問 国保・年金課 ☎754・6253

# 市営住宅入居者募集

市営住宅は、公営住宅法や池田市営住宅条例に基づき住宅に困っている低所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅です。

抽選会は6月30日(金)午前10時から共同利用施設池田駅前北会館5号室で行います。詳細は市ホームページや入居者募集のご案内などでご確認ください。



募集枠	住宅名	号室	間取り	建築年	設備	家賃(月額)
一般世帯向け	秦野	B棟305号 (3階)	3K	昭和42年	風呂あり エレベーターなし	10,200円～ 20,100円
一般世帯向け	秦野	C棟302号 (3階)		昭和43年		10,400円～ 20,500円
高齢者世帯 または単身者向け	秦野	D棟103号 (1階)		昭和45年		11,000円～ 21,700円
高齢者世帯 または単身者向け	古江	112号 (1階)	3DK	昭和46年		12,200円～ 23,900円
一般世帯向け	神田	2棟404号 (4階)	2K	昭和44年		10,900円～ 21,400円

※神田住宅2棟404号については、市外で府内に在住または在勤の方も申し込みいただけます。

募集案内配布期間	6月1日(水)～14日(水)
募集案内配布場所	市営住宅管理センター、市役所(6階都市政策課、2階行政情報コーナー、1階総合窓口課)、五月山体育館、ツナガリエ石橋、人権文化交流センター
申込受付日時	6月12日(月)～14日(水)午前9時～午後4時 郵送でも受け付けます。※6月14日(水)消印有効。
申込受付場所	市営住宅管理センター(菅原町3-1ステーションN地下1階)
内覧会	6月9日(金)午前10時～午後3時秦野住宅、神田住宅を予定。詳細は、募集案内をご覧ください。

☎市営住宅管理センター ☎754・2050  
月～金曜日午前8時45分～午後5時15分(祝・休日を除く)

## ふだんのくらしのしあわせづくりをのぞいてみよう ふくしでまるごとミーティング

「ふだんのくらしのしあわせ＝福祉」に関する活動をされている方々の事例紹介などを通じ、地域福祉を身近に感じていただくためのきっかけのひとつとして「ふくしでまるごとミーティング」を開催します。本市にある「ふくし」を一緒に探してみませんか？

**時** 6月24日(土)午後2時～4時 **場** 市役所7階大会議室 **内** ①地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の説明②基調講演③活動者の取り組み紹介、パネルディスカッション④質問、交流タイム(自由参加) **定** 120人(抽選) **申** 6月16日(金)午後5時(必着)までに申込用紙に必要事項を記入し、郵送、メール、ファクス、下記二次元コードまたは直接高齢・福祉総務課(〒563-8666、住所不要) **☑** fukushi@city.ikeda.osaka.jp **FAX** 752・1147 ※申込用紙は市ホームページからダウンロード可。



☎同課 ☎754・6250